



# 大宮中学校PTA会則

## 杉並区立大宮中学校PTA

〒166-0013 杉並区堀ノ内1丁目16番38号

電話 (3313)2161 (代表)

(3317)1574 (特別支援学級直通)

# 大宮中学校PTA会則

## 《 第 1 章 総 則 》

第1条 本会は、杉並区立大宮中学校PTAという。

第2条 本会は、大宮中学校の教育目的を理解し、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会の事務所は、大宮中学校におく。

## 《 第 2 章 活 動 》

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動をする。

- (1) 会員の教養の向上をはかること。
- (2) 会員の厚生に関する諸活動を通して相互の親睦をはかること。
- (3) 学校施設の整備充実を促進すること。
- (4) 学校と家庭との連絡をはかり、学校及び家庭における教育の改善に資すること。
- (5) 学校と地域との連絡をとり、校外生活指導に協力をする事。
- (6) その他、教育の進展をはかり、教育環境の改善整備につとめること。

第5条 本会の活動を行うために、次の委員会をおく。

- (1) 各学年委員会・特別支援学級委員会・・・学年、学級に関する事。
- (2) 広報委員会・・・広報に関する事。
- (3) 文化委員会・・・教養、厚生に関する事。
- (4) 地域委員会・・・家庭・学校・地域との連絡、協力体制の推進をはかる事。
- (5) 役員選考委員会・・・役員選出の実施・管理を行う。

## 《 第 3 章 会 員 》

第6条 本会の会員は、本校に在学する生徒の保護者及び本校に常勤する教職員をもって構成する。

## 《 第 4 章 役 員 及 び 委 員 》

第7条 本会に次の役をおく。

- (1) 会長・・・保護者から1名  
副会長・・・保護者から2～3名、教職員から1名  
書記・・・保護者から2名、教職員から1名  
会計・・・保護者から2名、教職員から1名  
監査・・・保護者から2名、教職員から1名  
参与・・・1名

ただし、役員選出内規に定める事案が発生した場合は、内規に従い調整することもできる。

- (2) 学校長は参与となり、すべての会に出席して意見を述べる事ができる。

第8条 役員を選出は、次のようにする。

(1)保護者の役員は、役員選出内規によって選出し、期日までに反対の申し立てが過半数に達しなければ承認、決定とする。

(2)教職員の役員は、教職員が選出し、決定する。

第9条 役員職務権限は、次のとおりとする。

(1)会長は、本会を代表し会務を総括する。

(2)副会長は、会長を補佐し会長に事故がある時は、その職務を代行する。

(3)書記は、本会の連絡、庶務事項及び活動事項の記録にあたる。

(4)会計は、会計事務を処理し、決算書を作成する。

(5)監査は、会計を監査する。

(6)役員は委員を兼ねることができない。

第10条 委員の選出は、次のようにする。

(1)保護者の委員は、次のようにする。

①学年委員は、各学級より1名以上とし、学年ごとに学級数×2名を選出する。ただし、単学級扱いの学年は単学級とはせずに学級数×1名、単学級の学年は1名以上を選出する。

②3学年委員は卒業対策の活動を含むが、卒業対策ボランティアがいる場合には、その活動を任せることができる。

③特別支援学級は、特別支援学級委員を1名以上、選出する。

④広報委員、文化委員、地域委員、役員選考委員は、学年ごとに学級数×1名を選出する。なお、単学級扱いの学年は、学年で1名とする。

(2)教職員の委員は、教職員が選出し、各委員会に適宜所属する。

(3)各委員会は、それぞれの委員長1名、副委員長2名(うち1名は教職員)を選出する。ただし、特別支援学級委員会に限っては、学級代表1名、副代表1名(教職員)を選出する。

第11条 本会の任期は、次のようにする。

(1)役員及び委員の任期は、1年とする。

(2)補充で就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

(3)役員及び委員の再選を妨げない。

## 《 第 5 章 会 議 》

第12条 本会の会議は、次のようにする。

(1)総会

①定期総会は、年1回年度初めに開く。

②臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の4分の1以上の要求があった時、開くことができる。

③総会は、次のことを行う。予算・決算の承認、活動報告、監査報告、会則の変更、その他必要と認めた事項。

(2)委員総会

委員総会は、役員と委員をもって構成し、年度初めに委員の役職等の協議決定を行う。また、全構成員の3分の1以上の要求がある時は、会長がこれを招集し、各種の原案及び会務の審議決定、その他必要事項の協議を行う。

(3)役員会

役員会は、必要に応じ会長が招集し、会務の運営に関する諸連絡及び渉外に関する諸事項の調整

をする。

(4) 運営委員会

運営委員会は定期的に関き、会長がこれを招集する。運営委員会は、役員、各委員長・副委員長、特別支援学級代表をもって構成し、各原案の作成及び企画、会務執行についての協議と諸連絡調整を行う。

(5) 各委員会

第4条の任務を遂行するため、必要に応じ会長の承認を得て、委員長または学級代表がこれを招集する。各委員会は各委員をもって構成し、運営委員会の承認を得て、担当職務の企画遂行にあたる。

(6) 特別委員会

特別委員会は運営委員会の議を得て、特別委員会を設けることができる。特別委員は、運営委員会の承認を得て会長が委嘱し、特別委員長は、委員が互選する。

第13条 各会議は、その構成員の過半数が出席した時成立する。ただし、総会に限り委任状を認める。議決は出席者の過半数による。可否同数の時は議長の決するところによる。

## 《 第 6 章 会 計 》

第14条 会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 本会の経費は、会員の納める会費、その他の収入をもってあてる。会費は1世帯につき3,700円（保険料含む）、教職員1名につき3,000円とし、年度初めに一括して納入する。転入の場合は月割り計算によるものとし、転出の場合は納入した会費は返還しない。

第16条 収支決算は、監査の審査をうけ、総会の承認をうけなければならない。

## 《 第 7 章 付 則 》

本会則は、総会の決議によらなければ改廃することができない。会長は運営委員会の議を経て、本会則を執行するために必要な内規を定めることができる。

1. 本会則は、平成元年3月9日から実施する。
2. 平成6年3月10日一部改正、同年4月1日施行。
3. 平成7年3月16日一部改正、同年4月1日施行。
4. 平成14年5月17日、PTA会費について一部改正、同年6月10日施行。
5. 平成15年3月7日、委員の選出について一部改正、同年4月1日施行。
6. 平成19年5月25日、PTA会費について一部改正、同年5月25日施行。
7. 平成24年3月9日、一部改正、同年3月9日施行。
8. 平成27年5月26日、委員の選出について一部改正、同年5月26日施行。
9. 平成28年3月8日、委員の選出について一部改正、同年3月8日施行。
10. 平成28年9月8日、PTA会費について一部改正、同年9月8日施行。
11. 平成30年5月22日、委員の選出について一部改正、同年5月22日施行。
12. 平成31年3月8日、役員を選出について一部改正、同年4月1日施行。
13. 令和元年5月23日、総会について一部改正、役員を選出について一部改正、PTA会費について一部改正、同年6月1日施行。

# 《 大宮中学校PTA役員選出内規 》

第1条 この内規は、大宮中学校PTA会則第7条および第8条に基づくものとする。次に定める条件のもと、選出方法については、役員選考委員会に一任する。

(1) 候補者は、原則として1、2年の学年から選出する。ただし、次の者は候補者から除外することができ  
るが、本人の希望があればその限りではない。

- ①対象子が、特別支援学級に在籍する者。
- ②会長を1家庭1回経験した者で、兄弟姉妹生徒が継続して在籍期間中である者。
- ③副会長、書記、会計のどれかを1子1回経験した者で、対象子が在籍期間中である者。
- ④現3年生で、次年度開始時より本校に入学する生徒がいる者。

(2) 役員の定数と補欠者2名の合計人数より多い候補者を選出する。

(3) 役職は、候補者の中で互選する。

(4) 補欠者の待機期間は年度末までとし、その間、補欠者は委員となることができない。

(5) 補欠者は、役員に欠員が生じた場合に、その役職を引き継ぐこととする。ただし、会長が欠員となった  
場合には、副会長が会長となり、補欠者が副会長になることが望ましい。また、補欠者が役員となった場  
合の任期は、前任者の残存期間とする。

第2条 選出方法の公示は、選出期日1ヶ月前までに行う。

第3条 役員の定数は次の項目に該当する場合、調整することができる。

- (1) 杉並区立中学校PTA協議会担当校になる場合、副会長を1名増員。
- (2) 周年行事がある場合、副会長を1名増員。

第4条 役員の補充が必要な場合は、次のようにする。

- (1) 補欠者から役員会議にて選出し、運営委員会で承認を得なければならない。
- (2) 補欠者も不足した場合、役員会により考慮する。

## 《 付 則 》

本内規は、「大宮中学校 PTA 役員選挙規定」に代わるものとし、改正は、そのつど運営委員会で決定す  
るものとする。

- 1. 本内規は、平成24年3月9日から実施する。
- 2. 平成30年12月11日、候補者の選出について一部改正、平成31年4月1日施行。
- 3. 令和元年10月9日、候補者の選出について一部改正、施行。

## 《 大宮中学校PTA慶弔内規 》

第1条 この内規は、大宮中学校PTA会則第4条に基づくもので、慶弔はすべてこれに従う。

第2条 生徒死亡の場合は、PTAとして相当の弔意(花輪など)を表す。

第3条 保護者死亡の場合は、香典として5,000円をおくり弔意を表す。

第4条 教職員に慶事があった場合には、次の金額をおくり祝意を表す。

(1) 結 婚 5,000円

(2) 出 産 5,000円

第5条 教職員に弔事があった場合には、次の金額をおくり弔意を表す。

死 亡 本人 20,000円

配偶者 5,000円

両親及び子女 5,000円

第6条 上に定める場合のほか、次の項目については役員会で決定し運営委員会に報告する。

(1) 生徒の傷病、災害

(2) その他、特に必要と認めること

第7条 異動、退職の教職員には、謝意をあらわす記念品を贈るが、そのための積み立ては特に行わない。

第8条 教職員の傷病、会員病気見舞いは機関としては行わない。ただし、必要と認める場合には、役員会で決定し運営委員会に報告する。

## 《 付 則 》

本内規の改正は、そのつど運営委員会で決定するものとする。

1. 本内規は、平成2年4月1日より実施する。
2. 平成20年3月6日一部改正、同年3月6日施行。
3. 平成24年3月9日一部改正、同年3月9日施行。

# 【大宮中学校PTA組織図】

